

平成28年4月8日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 過誤納税金還付請求控訴事件(原審・京都地方裁判
所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成28年2月5日

判 決

控訴人(原告) XことX
被控訴人(被告) 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 主位的請求

被控訴人は、控訴人に対し、4億5899万7232円及びうち8000万円に対する平成21年11月14日から、うち1億5000万円に対する同年12月18日から、うち2億2899万7232円に対する同月19日から、それぞれ還付のための支払決定の日まで租税法所定の金員(還付加算金)を支払え。

- (3) 予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、4億5899万7232円及びうち8000万円に対する平成21年11月14日から、うち1億5000万円に対

する同年12月18日から、うち2億2899万7232円に対する同月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(5) 仮執行宣言

2 被控訴人

(1) 主文と同旨

(2) 仮執行免脱宣言

第2 事案の概要

1 本件は、かつて控訴人が代表者を務めていた株式会社A（以下「A」という。）の滞納国税（法人税等）につき、控訴人が、大阪国税局長から、第二次納税義務の納付告知処分（以下「本件処分」という。）を受けたものの、その後、審査請求により本件処分が取り消され、控訴人に対し、差押えに係る合計8億5497万4066円が還付されたが、その余のA名義の滞納国税納付額4億5899万7232円が還付されなかったため、控訴人が、被控訴人に対し、

(1) 主位的請求

①主位的に、上記4億5899万7232円は、控訴人が第二次納税義務者として納付した滞納国税であるところ、本件処分が取り消されたのであるから、国税通則法56条1項に基づき、②予備的に、上記4億5899万7232円の納付が、Aによりされたとしても、これは、控訴人の錯誤又は大阪国税局職員の強迫によるものであり、同納付は錯誤無効であるか又は同納付を取り消したから、不当利得返還請求権に基づき、過誤納金4億5899万7232円及びうち8000万円に対する平成21年11月14日（同金員の納付日の翌日）から、うち1億5000万円に対する同年12月18日（同金員の納付日の翌日）から、うち2億2899万7232円に対する同月19日（同金員の納付日の翌日）から、それぞれ還付のための支払決定の日まで租税法所定の還付加算金の支払を、

(2) 予備的請求

仮に上記4億5899万7232円が過誤納金又は不当利得でないとしても、大阪国税局職員は、故意又は過失により、控訴人に対し、控訴人の第二次納税義務の履行としてではなく、Aによる納付として、滞納国税4億5899万7232円を納付するよう仕向けるなどし、かかる違法行為により、控訴人は、第二次納税義務の履行としての納付により過誤納金となるはずであった上記金員の還付を受ける機会を失い、同額の損害を被ったから、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害金4億5899万7232円及びうち8000万円に対する平成21年11月14日（不法行為の後の日で、同金員の納付日の翌日）から、うち1億5000万円に対する同年12月18日（不法行為の後の日で、同金員の納付日の翌日）から、うち2億2899万7232円に対する同月19日（不法行為の後の日で、同金員の納付日の翌日）から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を

求めた事案である。

- 2 原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人は、原判決を不服として、控訴した。
- 3 関係法令の定め等、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄の2ないし4（原判決4頁9行目から26頁7行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」欄の1ないし4（原判決26頁9行目から46頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決26頁14行目及び41頁9行目の各「証人D」の次にいずれも

「主査」を加える。

- (2) 原判決40頁4行目の「や、納税事務」から6行目の「特殊性」までを削除する。
- (3) 原判決42頁6行目の「この点は、」の次に「本件各納付の法的効果が誰に帰属するかという問題であるから、」を加え、8行目の「破産終結の場合と異なり、法人格は存続しており」を「残余財産があれば、その限りで法人格は存続しており、後記のとおり、脱税に係るAの金員が存在していた可能性も否定できず、そうでないとしても、控訴人がAに対し本件各納付の原資を貸し付けたり贈与したりした可能性も否定できないから」に改める。
- (4) 原判決42頁16行目冒頭に「上記のとおり、本件各納付の原資が誰の財産から抛出されたかということと、本件各納付の主体が誰か（本件各納付の法的効果が誰に帰属するか）ということとは、一応別の問題であるが、念のため検討すると、」を加え、同行目の「現金出納帳」を「現金元帳」に、17行目の「甲19」を「甲18」にそれぞれ改める。
- (5) 原判決43頁15行目の「以前で」の次に「、取消裁決がされる1年も前で」を加える。
- (6) 原判決44頁7行目の「納付はできないとか、」の次に「Bを清算人に選任する手続に問題があり、仮にBが清算人に就任したとしても、」を加え、11行目から18行目までを次のとおり改める。

「破産手続開始決定は、会社の解散事由であるが（会社法471条5号）、破産手続が継続している場合は会社法に基づく清算手続は開始されない（同法475条1号かっこ書き）。同意廃止を除く破産手続の終結時に残余財産が存在しなければ、破産会社は消滅するが、残余財産がある場合は、異時廃止決定がされた場合でも法人格は消滅せず、清算の必要があれば会社法に基づく清算手続が開始される。この場合、破産会社の株主総会によ

って清算人を選任できることは明らかである。本件では、控訴人が服役する前の、平成21年9月13日のAの臨時株主総会において、Bを清算人を選任する決議をした旨の株主総会議事録（甲12）が存在している。もっとも、Aは、株主が控訴人1人だけの会社であり、これまで株主総会が開催されたことはなく、必要の都度Bが株主総会議事録等の書類を整えて所用の届出をしていたことが認められるから、上記臨時株主総会も不存在であった可能性はある。しかし、仮にそうであっても、清算人としてBを選任することは、控訴人の意思に基づいたものであったと推認される（乙26の3・4・6、28の1・2）。したがって、Bの清算人選任に何ら問題はない。

また、上記臨時株主総会議事録では、Aが設定していた特定の不動産の担保権を抹消するために清算人を選任したことが記載されているが、清算人は、同法481条、482条に定める権限と義務を有しており、上記記載があるとしても、本件各納付は、清算人であるBの権限に基づいてされたものと認められる。なお、上記株主総会議事録の記載によって、Bの清算人としての権限を制限したものと解せないが、本件各納付が、誰によるものかを別として、Aの1人株主である控訴人の意思に基づいてされたことは争いがなく、いずれにしても、本件各納付に手続上、権限上の問題は存在しない。

なお、本件各納付が優先債権者間の公平を害することがあるとしても、それだけでその効力に消長を来すものではない。

いずれにしても、控訴人が指摘する上記事情は、Aが本件各納付を行ったとする前記認定を左右する事情とはいえない。」

- (7) 原判決45頁末行及び46頁6行目の各「認定・判断したとおり、」をいずれも「認定・判断したとおりであって、その他本件全証拠によっても」に改める。

- 2 その他、控訴人の当審における主張を勘案しても、前記認定・判断を左右するに足りない。
- 3 以上によれば、控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却すべきである。よって、これと同旨の原判決は正当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 浅井 隆彦

裁判官 島村 雅之